

「第2回神津島アクアスロン大会ツアー」実施要綱

開催日時： 平成25年6月29日(土)
申込期限 5月31日(金) 16時00分到着分までです。

競技会場： 神津島村特設コース

《スイム》 前浜海岸
《ラン》 前浜海岸～どんたくハウスの海岸線往復(10km)
前浜海岸～背負崎の海岸線往復(5km)

競技距離： Aコース(ロング)スイム 1.5km&ラン10km
制限時間 2時間15分
Bコース(ショート)スイム0.75km&ラン5km
制限時間 1時間15分

第2回神津島アクアスロン大会ツアー参加費 (大会エントリーフィーは含みません)

1名 19,000円 (2名1室の場合)
1名1室、子供料金については別紙を参照下さい

エントリーフィー： (表彰パーティー参加費込み)

一般：6,000円
高校生：4,000円

大会に関するお問い合わせ、お申し込み

NPO法人 神津島観光協会

〒100-0601
東京都神津島村37番地2
TEL. 04992-8-0321 FAX. 04992-8-0323

旅行企画・実施

一般社団法人 東京諸島観光連盟

神津島観光協会 営業所

登録番号 東京都知事登録旅行業第2-6196号
〒100-0601 東京都神津島村37番地2

TEL 04992-8-0321 FAX 04992-8-0323

国内旅行業務取扱主任者 赤岡 一代

【主催】神津島村 《神津島アクアスロン大会実行委員会》

【協力】神津島村、神津島体育協会、神津島村商工会、神津島村漁業協同組合
神津島社会福祉協議会、NPO法人神津島観光協会
新島警察署神津島駐在所、大島支庁神津島出張所、神津島交通安全協会
神津島村消防団、神津島村建設業協会、神津島ダイビング協会、東海汽船(株)

募集要項

【旅行代金に含まれるもの】

- ・往復2等船舶運賃（イス席、和室は選べません）
- ・宿泊代金
- ・国内旅行傷害保険代金
- ・食事 朝食1回

【旅行代金に含まれないもの】

- ・個人的諸費用
- ・大会参加エントリーフィー
- ・表彰パーティー(2日目夕食)参加代金

【添乗員】

- ・同行いたしません
- ・出発前(5~10日前)「ツアー受付書」「乗船券引換票」を発送しますので、ご自身で乗船窓口に手乗船手続きをお願いします。

【利用予定船舶会社】

- ・東海汽船

【利用予定民宿】

- ・新盛丸 ・中村屋 他(左記同等クラスの宿)

【募集人員及び最少催行人員】

- ・募集人員 各コース100名 ・最少催行人員2名

【取消料について】

お客様はいつでも下記に定める取消料をお支払いいただいて旅行契約の解除をすることができます。

取消日が旅行開始日の 前日から起算して	①21日以前の解除	無料	取消日とはお客様が当社の営業日時間内に 解除する旨をお申し出いただいた日とします 返金にかかる振込手数料を引いた額を返金します
	②20日目～8日目の解除	旅行代金の20%	
	③7日目～2日目の解除	旅行代金の30%	
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	
	⑤旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	
	⑥旅行開始後の解除、無連絡不参加	旅行代金の100%	

【取引条件の説明】

詳しい旅行条件を説明した書面を添付しておりますので事前にご確認の上お申し込みください。

【個人情報の取り扱いについて】

当社は旅行の申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送宿泊機関等の手配及びそれらのサービス受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます

【船席アップグレード、帰路ジェットフォイルへの変更について】

往復ともに2等席(イス、和室は選べません)でのご案内ですが上級席、帰路ジェットフォイルへの変更等の希望がございましたらお申し込み時に神津島観光協会までご確認ください。ご希望の等級が既に満席の場合はご了承ください。

差額料金	大人	小学生
2等→特2等(片道)	3,000円	1,500円
2等→1等(片道)	5,700円	2,900円
2等→ジェットフォイル(片道)	3,500円	1,700円

※ツアー当日並びに東海汽船窓口でのご変更は承っておりません。予めご了承くださいませ。

【表彰パーティー 夕食付 参加代金】選手の方は大会エントリーフィーに含まれています。応援の方のみお申し込みください。

- ・1,500円（不参加の方への返金は致しません）

ご旅行代金 (お一人様)

竹芝棧橋発着コース

旅行代金	
大人2名以上1室	19,000円
大人1名1室	20,000円
小学生(船席あり)	12,000円
3歳以上(船席無し・食事あり)	4,000円

- ★ 3歳未満の乳児には食事は付きません。3歳以上幼児には子供向け食事を提供します
- ★ 幼児乳児がお一人で船の座席を利用する場合は小学生料金が適用されます。
- ★ 大会参加資格は15歳以上(高校生以上)
- ★ 往復の船席及び宿泊不要でエントリーフィー(表彰パーティー、記念品、スポーツ保険付き)
大人6,000円 高校生4,000円

ご旅行のお申込み及び旅行代金の支払いについて

- (1) 申込書に記入の上FAXにてお申し込みください
- (2) 代表者様宛に 6月 1日頃より受付確認書件請求書を送付いたします
- (3) 請求書の期日までに旅行代金全額をお支払いください
ご入金を確認できた時点でご旅行契約が成立します
- (4) 代表者様宛に最終のご案内(ツアー受付書、乗船券引換票)をご案内いたします

…… 旅行代金の支払いについて ……

- 下記に明記してある口座へ、**6月15日まで**にお振込みください。
- 七島信用組合 神津島支店 普通口座 16740
口座名義 特非)神津島観光協会
「トクヒ)コウツシマカンコウキョウカイ」
振込手数料はお客様ご負担でお願いします。

- ★ 期日までにご連絡がなく、ご入金がない場合には、当社ではお申込みがなかったものとして取り扱います
この場合、手配内容の一切をキャンセルさせていただきます。

日程表

	月日	地名	時刻	日程
1	6月28日 (金)	竹芝棧橋発	22:00出航	竹芝客船ターミナル 東海汽船窓口で乗船受付 (21時00分までにお済ませください) 朝× 昼× 夕×
2	6月29日 (土)	神津島港着 前浜海岸 まっちゃーれ センター	10:00着 11:30 13:20 13:30 13:50 14:05 16:20 18:30 20:30	到着後、各民宿へ移動 (民宿の方が迎えに来ています) エイドステーション開設 選手受付開始 スイムキャップ・レースナンバーを受け取りボディーナンバリングを行ってください。 ※受付を済ませた方からレースナンバーのトランジションスペースに荷物をセッティングしてください 受付終了 開会式 選手全員、受付前広場にご集合下さい。競技上の諸注意があります。計測用アンクルバンドを装着。 Aコース(ロング)スタート <<スイム1.5KM ラン10KM>> Bコース(ショート)スタート <<スイム0.75KM ラン5KM>> 全競技終了 表彰パーティー 選手の方は、支給されるパーティー券を持参して下さい。 応援の方は、会場にて1,500円徴収させていただきます。 表彰パーティー終了 朝× 昼× 夕×
3	6月30日 (日)	神津島港発 竹芝棧橋着	10:30出航 19:45着	出発までフリータイム 神津島港ターミナル 東海汽船窓口で乗船受付 (9時30分までにお済ませください) 到着後解散 朝○ 昼× 夕×

注意事項

【持ち物】 水着、ランニング用シャツ、ランニングシューズ、保険証の写し
露天風呂用水着、バスタオル、パジャマ、歯磨きセット、常備薬、
ツアー受付書、乗船券引換票

【問い合わせ先】 NPO法人神津島観光協会

〒100-0601
東京都神津島村37番地2
TEL. 04992-8-0321 FAX. 04992-8-0323

【島内参加者費用】 ・表彰パーティー含む
大人 6,000円
高校生 4,000円

第2回神津島アクアスロン大会申込書

申込先 第2回神津島アクアスロン大会実行委員会 FAX 04992-8-0323

■代表者情報 ★ご連絡・ご案内は代表者宛にお知らせしますので正確な情報をご記入願います

フリガナ	(男・女)	血液型	いずれかに○を付けてください
お名前	大会日の年齢	RH + ・ -	※ 一般選手・高校生選手・応援
印	歳	型	
郵便番号			TEL
住所			FAX
			携帯
			メール

■同行者情報 ★3名以上の申し込みの場合は別用紙にご記入のうえ本紙と同時に送付して下さい

フリガナ	(男・女)	血液型	※ 一般選手・高校生選手・応援
お名前	大会日の年齢	RH + ・ -	TEL
	歳	型	携帯

当社は旅行の申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送宿泊機関等の手配及びそれらのサービス受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます

◆緊急連絡先 (必ずご記入ください)

フリガナ	TEL・携帯
お名前	住所

■お申込内容

1. 選手(大会ツアー参加) エントリーフィーは含まれません				計
旅行代金	大人(2名1室)	19,000円	名	円
	大人(1名1室)	20,000円	名	

2. アクアスロン大会エントリーフィー				計
大人	ロングコース	6,000円	名	円
高校生	ロングコース	4,000円	名	
大人	ショートコース	6,000円	名	円
高校生	ショートコース	4,000円	名	

3. 応援				計
旅行代金	大人	19,000円	名	円
	小学生	12,000円	名	
	幼児	3,000円	名	
	3歳未満	無料	名	

4. 表彰パーティー参加費 (応援の方のみ)				計
1名	1,500円	名	円	

備考
船席変更等の希望がございましたらご記入ください
用意が出来次第後日ご連絡を差し上げます

参加人数	
選手	名
応援	名

お支払合計	円
-------	---

別紙の誓約書に必要事項を明記し署名・捺印をお願いいたします

お申込期限 5月 31日(金) 16時 00分到着分までです。

※船席数に限りがある為、ご希望に添えない場合がございます。

※申し込み書不備の場合は受付致しません。

※当社のFAX番号にお間違えの内容、送信前に今一度番号をお確かめ下さい。

■同行者情報 ★3名以上の申し込みの場合はこちらにご記入のうえ本紙と同時に送付して下さい

フリガナ	(男・女)	血液型	※ 一般選手・高校生選手・応援
お名前	大会日の年齢 歳	RH + ・ - 型	TEL 携帯

◆緊急連絡先 (必ずご記入ください)

フリガナ	TEL・携帯
お名前	住所

■同行者情報

フリガナ	(男・女)	血液型	※ 一般選手・高校生選手・応援
お名前	大会日の年齢 歳	RH + ・ - 型	TEL 携帯

◆緊急連絡先 (必ずご記入ください)

フリガナ	TEL・携帯
お名前	住所

■同行者情報

フリガナ	(男・女)	血液型	※ 一般選手・高校生選手・応援
お名前	大会日の年齢 歳	RH + ・ - 型	TEL 携帯

◆緊急連絡先 (必ずご記入ください)

フリガナ	TEL・携帯
お名前	住所

■同行者情報

フリガナ	(男・女)	血液型	※ 一般選手・高校生選手・応援
お名前	大会日の年齢 歳	RH + ・ - 型	TEL 携帯

◆緊急連絡先 (必ずご記入ください)

フリガナ	TEL・携帯
お名前	住所

大会参加誓約書

私は、「第2回神津島アクアスロン大会(以下、大会と略す)」への参加にあたり、大会主催者(以下、主催者と略す)の設けた大会規則・大会内容および次のことを理解し承諾して大会に参加いたします。

〈競技特性の理解と参加適性〉

1. 私は、アクアスロンあるいはこれに関連するスポーツ経験が十分あり、大会が変化の激しい環境のなかで行われる複合競技であることを理解しています。また、競技者の体調は急激に変化する特性があることを認識し、大会会場が不安定な要素の多い野外あるいは施設などの広い範囲に特設されるため、緊急時の救護あるいは対応に支障をきたす可能性が高いことを理解しています。

〈健康状態と事前申告〉

2. 現在、私の健康状態は良好であり大会の参加に問題を生じることは予想されません。さらに私は、最近1年間の医師の健康診断の結果、健康であることが確認されておりますが、大会の参加に際し問題が生じたときには、参加を辞退することを確約します。この場合、私は主催者に対し本大会の参加のために要したあらゆる費用(参加費および宿泊・交通機関連費用など)の支払請求を行わないことを承諾します。また、特異体質や既往症などにより、大会医療班が緊急医療のために知っておいてほしいことがある場合は、事前に主催者に書面で申告いたします。なお、主催者から要請があれば、健康診断書・負荷心電図証明書などを提出いたします。

〈自己管理責任と応急処置〉

3. 私は、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意をはらい大会に参加します。また、大会開催中に私が負傷したり、事故に遭遇し、あるいは発病した場合には、医師および主催者が私に対し応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の方法および結果に対しても異議をとえません。

〈負傷・死亡事故の補償範囲〉

4. 私は、競技中および付帯行事の開催中に負傷した場合、またはこれらに基づいた疾病が生じ後遺症が発生した場合、あるいは死亡した場合においても、私に対する補償は大会に掛けられた保険の範囲内であることを確認し承(承諾)します。

〈不可抗力事項の対応〉

5. 気象状況の悪化および競技環境の不良などにより、大会中止または競技内容変更があった場合、さらには競技用具の紛失・破損などにより、競技あるいは競技参加に支障が生じた場合においても、主催者に対してその責任を追求しないこと並びに大会への参加のために要した諸経費(参加費および宿泊・交通機関連費用など)の支払請求を一切行わないことを誓います。

〈肖像権などの広報使用と商業的利用〉

6. 私の肖像・氏名・住所・年齢・競技歴・自己紹介内容などが、大会に関連する広報物全般および報道・情報メディアにおいて使用されることを了承し、これらに付随して主催者・管轄競技団体が制作する印刷物・ビデオ・情報メディアなどによる商業的利用を承諾します。

〈親族の承諾と調停〉

7. 私の家族・親族または保護者は、本誓約書にもとづく大会の内容を理解し承し、私の大会参加を承諾しています。また、本誓約書以外のことについては、JTU競技規則および大会規則に従い解決することを承諾いたします。

大会主催者 御中

私は、以上のことを理解し承諾したことを確認するために、次に必要事項を明記し署名・捺印します。

参加者署名 _____ 平成 年 月 日
印

住 所(〒 _____)

保護者署名 _____ 平成 年 月 日
印

(未成年者は、保護者の署名が必要です。)

お申込みのご案内（要約）

（このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面を兼ねています。）

この旅行は東京諸島観光連盟（以下「当連盟」という）が企画・実施する国内旅行であり、募集型企画旅行契約の内容・条件はコースに記載されている条件の他、下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表および当連盟旅行業約款（募集型企画旅行契約）によります。

1.お申し込み方法と旅行契約の成立

- （1）所定の申込書に必要事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申込ください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- （2）旅行契約は当連盟が締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- （3）電話などによるお申し込みの場合は、当連盟が予約の承諾の旨を通知し書類を送付いたします。旅行代金の振り込みは書類に明記された期日までにお支払いいただきます。

旅行代金（お一人様）30,000円未満の場合は申込金6,000円、同様に60,000円未満の場合は12,000円、100,000円未満の場合は20,000円、100,000円以上の場合は旅行代金の20%。

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日までの当連盟が指定した期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの・含まれないもの

旅行日程に記載してある行程の交通費、宿泊費、食事代、観光料金等および消費税が含まれています。これらの諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。また旅行日程に含まれない交通費、飲食費および個人的性質の諸費用等は含まれません。

4.旅行内容、旅行代金の変更

当連盟は天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他当連盟の管理できない事由が生じた場合、旅行内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に事由を説明いたします。また、上記の理由で延泊する場合の宿泊費、食事代等はおお客様の負担となりますのでご了承下さい。

5.お客様のご都合による旅行契約の解除

- （1）お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

取消日が出発日の21日前の場合は取消料無料、同様に20日前～8日前の場合は20%、7日前～2日前の場合は30%、前日の場合は40%、当日の場合は50%、旅行開始後・無連絡不参加の場合は100%。

- （2）お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a.契約内容の重要な変更が行われたとき。
- b.天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れがきわめて大きいとき。
- c.当連盟の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき。

6.当連盟による催行中止および旅行契約の解除

- （1）次の各号に該当する場合は、当連盟は旅行契約を解除することがあります。

- a.お客様が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていない事が判明したとき。
- b.お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
- d.天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他の当連盟の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れがきわめて大きいとき。

- （3）お客様が当連盟所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当連盟は旅行契約を解除することがあります。

- （4）当連盟は本項（1）および（2）により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金を払戻いたします。また本項5（1）により旅行契約を解除したときは、違約料を差し引いて払戻いたします。

7.添乗員等

この旅行には、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受ける為に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスを受ける手続きはお客様自身で行って頂きます。

8.当連盟の責任および免責事項

- （1）当連盟は旅行契約の履行にあたって、当連盟の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- （2）手荷物の損害については、損害の発生の日から14日以内に当連盟に通知があった場合に限り、旅行者一名につき15万円を限度（故意または過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- （3）旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当連盟又は当連盟の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当連盟は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

9.お客様の責任

お客様の故意または過失により当連盟が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

10.特別補償

当連盟は当連盟の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、予め定める額の補償金および見舞金を支払います。

11.旅程保証

(1) 旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更	1.0	2.0
7.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	2.5

注1 「旅行開始前」とは、旅行開始日の前日までにお客様へ変更事項について通知したい場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始日以降にお客様への通知をした場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更が1運送機関又は、1泊の中で客室の種類・設備・景観等、複数生じた場合であっても、1運送機関又は1泊につき1変更として数えます。

注4

(1) 第7号に掲げる変更については第1号から第6号までを適用せず、第7号のみの適用となります。

(2) 下記の場合においては原則としてその責任は負いません。

・天災地変・戦乱・暴動・官公署の命令・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・当初の運航計画によらない運送サービスの提供・旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(3) 当連盟は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービス提供をもって補償を行うことがあります。

12.個人情報について

当連盟は旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当連盟及び販売店では、当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内・旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い・アンケートのお願い・特典サービスの提供・統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

13.その他

(1) 当連盟はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) 船舶の利用等級は特に記載のないものはすべて2等です。

(3) こどもは6歳以上12歳未満、幼児は0歳以上6歳未満です。

(4) お申込みの締切日は出発の14日前までといたします。ただし募集定員になり次第締切らせていただきます。

(5) 旅館、ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、実費となり原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

(6) 6才未満の乳幼児の宿泊料金は、現地宿泊施設での直接お支払いとなります。詳しくは、当社に御連絡下さい。

14.このパンフレットは、平成25年2月1日現在の資料で作成しております。

■旅行業約款について

この条件書に定めのない事項は当連盟旅行業約款によります。当連盟旅行業約款をご希望の方は、当連盟にご請求下さい。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行に関し、ご不明な点があれば、ご遠慮なく管理者にお尋ね下さい。

旅行企画・実施

東京都知事登録旅行業第2-6196

全国旅行業協会正会員

東京諸島観光連盟 神津島営業所

〒100-0601 東京都神津島村3 7番地2

国内旅行業務取扱管理者 赤岡 一代

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、ご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。